

第13回特定外来生物等分類群専門家グループ会合(昆虫類等陸生節足動物)

議事概要

1. 日時 2023年3月14日(火) 14:00~15:10
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者(敬称略) (委員) 石井実(座長)、荒谷邦雄、小野展嗣、五箇公一、平井規央、森本信生、吉富博之
(環境省) 自然環境局野生生物課外来生物対策室長 大林圭司、室長補佐(総括) 水崎進介、室長補佐 高瀬裕貴、移入生物対策係長 成田智史
(農林水産省) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課長補佐 古林五月、係員 湊谷陽太
(林野庁) 森林整備部研究指導課森林保護対策室室長 河合正宏、課長補佐 笠井修一、防除技術専門官 茂野潤、森林利用課森林環境保全班森林生物多様性専門官 森美映子

4. 議事概要

【今回指定の考え方について】

(環境省から資料1を説明)

- ・(委員全員) 今回指定の考え方について、異議なし。

【特定外来生物の選定について】

(環境省から資料2、3、林野庁から参考資料3、4を説明)

<ツヤハダゴマダラカミキリについて>

- ・(小野委員) ツヤハダゴマダラカミキリと在来のゴマダラカミキリとの繁殖干渉の問題は重要である。
- ・(吉富委員) 雑種が生じた場合はどのような対応になるのか。タイワンザルとニホンザルの交雑種のように、駆除対象になるのか。
(環境省) 交雑個体も特定外来生物に含めるのであれば、別途指定が必要となる。技術的に識別できるかどうかについても検討が必要である。
- ・(石井座長) ツヤハダゴマダラカミキリと在来のゴマダラカミキリはかなり形態的に類似しており、交雑も起こるとのことだが、ツヤハダゴマダラカミキリは本当に外来種なのか。
(吉富委員) カミキリムシの専門家曰く、明らかに「ツヤハダゴマダラカミキリ」は外来種であるとのことだ。ただし、種としてどうか(ゴマダラカミキリ類の分類学的な取扱いの妥当性について)は別の問題である。
(事務局) 今回、在来のゴマダラカミキリとの繁殖干渉の可能性が実験下で確認されてい

る情報は得られたが、野外で交雑個体が産出されている地域は報告されていない。

- ・(平井委員) 中国ではツヤハダゴマダラカミキリとゴマダラカミキリの分布が重なっているため、日本においても交雑しないのではないか。そのような知見はないのか。

(事務局) 海外での野外交雑については情報を得ていない。

(荒谷委員) 繁殖干渉についての引用文献を読んだが、積極的に交尾して交雑個体ができるということではないようである。交雑個体ができる可能性はあるものの、それを積極的に取り上げることについては懐疑的だ。

(石井座長) 交雑個体を特定外来生物に選定することは現時点で必要ないと結論づけたい。

<サビイロクワカミキリについて>

- ・(吉富委員) サビイロクワカミキリが外来種であることは間違いない。イヌエンジュへの被害はあるようだが、被害木も限定的で分布拡大は遅いように思う。指定の必要性はツヤハダゴマダラカミキリほど高くはないと思うが、予防的な観点から指定することについて反対するものではない。

- ・(荒谷委員) サビイロクワカミキリは異国情緒のある格好の良い見た目であるため、販売されている実態があり、それが懸念事項だ。被害については、吉富委員がおっしゃる通りあまり多くない。

- ・(石井座長) サビイロクワカミキリの侵入年代はよくわかっておらず、これから広がり、寄主も増える可能性はある。予防的には指定することが適当であると思う。

- ・(小野委員) サビイロクワカミキリが森林域に侵入定着した場合、植生や森林生態系への悪影響が懸念されるため指定すべきだと思う。一方で、エンジュは外来種であるが、エンジュも駆除するのか。

(林野庁) サビイロクワカミキリが入った樹木は駆除の対象となる。外来のエンジュは国内の森林には自生していないが、在来のイヌエンジュは国内の森林に自生しており耕作放棄地などにも植えられていることがあり、そのようなところで増えてしまうことは懸念している。

- ・(五箇委員) カミキリムシは、一度侵入し定着すれば分布の広がりや被害拡大が予測される。リスクが懸念されるのであれば、現段階で特定外来生物に指定することに賛成である。

<ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリの両種について>

- ・(平井委員) すでに特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリは、植栽された木にはよく入るが、自然木ではあまり入らないことが分かっている。今回の指定候補であるツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリの2種についてはどうなのか。また、ツヤハダゴマダラカミキリは関西で見ている限りでは、もっぱらアキニレを食べている印象である。本当に自然木に広がっていく可能性はあるのか。

(事務局) ツヤハダゴマダラカミキリは植樹されているアキニレ等の食害も確認されてい

るが、河川敷のヤナギ林での被害も確認されている。サビイロクワカミキリは入る樹種が限られており、道路の緑化樹とされるイヌエンジュに被害が出ている。被害は植樹された木が中心だ。

<資料3の「被害の概要」について>

- ・(荒谷委員) 資料3の表の「被害の概要」では、クビアカツヤカミキリとサビイロクワカミキリは生態系に関わる被害のみとなっているが、ツヤハダゴマダラカミキリは農林水産業に関わる被害も記載されている。どのような基準によるものか。

(林野庁) ツヤハダゴマダラカミキリについては、海外では寄主樹種が多いことが問題とされており、その樹種の多くが国内の森林にも自生していることから、森林・林業への被害が懸念されるため、農林水産業に関わる被害も記載している。

- ・(荒谷委員) クビアカツヤカミキリでは果樹への被害が出ているにも関わらず、農林水産業に関わる被害が含まれていないことには違和感がある。サビイロクワカミキリも農林水産業に関わる被害が予想されるという表現がある。予防原則としては農林水産業に関わる被害も記載すべきだろう。

(農林水産省) 外来生物法の基本方針では、同等程度の他法令上の措置によって、外来生物法と同等の規制がなされていると認められる生物については、特定外来生物選定の対象としない規定がある。農業に関する防除に関しては植物防疫法で対象としている。クビアカツヤカミキリを指定した時は、農業についての被害防止を図る点において植物防疫法で対応しているため、外来生物法では生態系に関わる被害のみを記述している。一方、ツヤハダゴマダラカミキリは林業被害が非常に懸念されることから、共管とさせていただきたいと考えている。

- ・(荒谷委員、小野委員) このような資料は一般の方が目にした時にどのような被害があるのか、理解を図るものではないのか。行政の縦割りの範囲の話ではなく、一般的に果樹への被害があるなら、農林水産業への被害があると考えらるべきである。
- ・(森本委員) 法律に関しては、植物防疫法と森林病虫害等防除法、外来生物法があり、それぞれやれることとやれないことがある。農林水産大臣は、植物防疫法では緊急防除、森林病虫害等防除法では協力要請などができるが、それよりは外来生物法で規制する方が適切だと判断したのはなぜか。

(農林水産省、林野庁) 森林病虫害等防除法は林業被害の防止のための防除に関する規定しかなく、検疫等についての十分な規制を持っていないため、外来生物法で規制することが適切だと判断した。

(環境省) 資料3については、一般の方が見ることを想定した表ではないため、原案のままとさせていただきたい。むしろ、それぞれの被害があることを普及啓発することが大事だと考えており、防除対策は農林水産省と協力して実施していくものと認識している。(荒谷委員、石井座長) 表の見出しは「特定外来生物で扱う被害の概要」や「取り上げる

被害の概要」とした方が良いと思う。

<特定外来生物の選定について>

- ・(委員全員) ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリを資料2の評価の理由に基づいて特定外来生物に選定すべきことについて、異議なし。

以上